令和８年度千葉市都市緑化植物園の管理に関する年度協定書

千葉市（以下「甲」という。）と株式会社日比谷アメニス東関東支店（以下「乙」という。）とは、令和８年３月２５日付けで甲乙間で締結した「千葉市都市緑化植物園の管理に関する基本協定書」（以下「基本協定」という。）第５０条第３項の規定に基づき、令和８年度の事業年度に係る協定を締結する。

（協定の期間）

第１条　この協定の期間は、令和８年４月１日から令和９年３月３１日までとする。

（指定管理料の額）

第２条　基本協定第５０条第１項に規定する指定管理料の額は、４７，３００，０００円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

（端数の処理）

第３条　当該事業年度に係る指定管理料の額に１２分の１を乗じて得た額に係る１円未満の端数については、最初の月次指定管理料に含めるものとする。

（疑義等の決定）

第４条　この協定に定める事項について疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

（利益等の還元方法）

第５条　基本協定第７３条第３項で規定する利益の還元は、甲の発行する納入通知書により指定の期日までに納入するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

令和８年４月１日

甲　千葉市中央区千葉港１番１号

千葉市

千葉市長　　神谷　俊一

乙　千葉市稲毛区轟町５丁目７番３２号

株式会社日比谷アメニス東関東支店

支店長　　森下　剛